

令和7年第1回臨時会

松崎町議会会議録

令和7年4月24日開会

令和7年4月24日閉会

松崎町議会

令和7年第1回松崎町議会臨時会会議録目次

第 1 号 (4月24日)

○議事日程	1
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○議事日程の報告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○議長の辞職について	4
○選挙第 6号 議長の選挙について	5
○議席の一部変更について	9
○副議長の辞職について	10
○選挙第 7号 副議長の選挙について	10
○総務常任委員会委員の選任について	13
○総務常任委員会委員長、副委員長の互選結果の報告について	14
○議会運営委員会の選任について	14
○議会運営委員会委員長、副委員長の互選結果の報告について	15
○監査委員の選任について	16
○選挙第 2号 西豆広域行政組合議会議員の選挙について	17
○選挙第 3号 下田地区消防組合議会議員の選挙について	18
○選挙第 4号 下田メディカルセンター組合議会議員の選挙について	19
○選挙第 5号 南伊豆地域清掃施設組合議会議員の選挙について	20
○議案第49号 専決処分の承認を求めることについて（松崎町税条例の一部を 改正する条例）	21
○議案第50号 専決処分の承認を求めることについて（松崎町国民健康保険税	

条例の一部を改正する条例)	23
○議案第 5 1 号 松崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について.....	26
○議案第 5 2 号 令和 7 年度松崎町立学校給食共同調理場厨房機器等購入売買契 約について.....	28
○議案第 5 3 号 損害賠償の額の決定及び和解することについて.....	32
○議案第 5 4 号 訴訟上の和解について.....	35
○閉会の宣告.....	42
○署名議員.....	43

令和7年第1回松崎町議会臨時会会議録

議事日程（第1号）

令和7年4月24日（木）午前9時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議長の辞職について
- 追加日程第 1 選挙第 6号 議長の選挙について
- 追加日程第 2 議席の一部変更について
- 日程第 4 副議長の辞職について
- 追加日程第 3 選挙第 7号 副議長の選挙について
- 日程第 5 総務常任委員会委員の選任について
- 日程第 6 総務常任委員会委員長、副委員長の互選結果の報告について
- 日程第 7 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第 8 議会運営委員会委員長、副委員長の互選結果の報告について
- 日程第 9 議案第48号 監査委員の選任について
- 日程第 10 選挙第 2号 西豆広域行政組合議会議員の選挙について
- 日程第 11 選挙第 3号 下田地区消防組合議会議員の選挙について
- 日程第 12 選挙第 4号 下田メディカルセンター組合議会議員の選挙について
- 日程第 13 選挙第 5号 南伊豆地域清掃施設組合議会議員の選挙について
- 日程第 14 議案第49号 専決処分の承認を求めることについて（松崎町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 15 議案第50号 専決処分の承認を求めることについて（松崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 16 議案第51号 松崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 議案第52号 令和7年度松崎町立学校給食共同調理場厨房機器等購入売買契約について
- 日程第 18 議案第53号 損害賠償の額の決定及び和解することについて
- 日程第 19 議案第54号 訴訟上の和解について

出席議員（8名）

1番	藤井昭一君	2番	菜野良枝君
3番	高橋良延君	5番	田中道源君
6番	小林克己君	7番	高柳孝博君
8番	藤井要君	9番	深澤守君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	深澤準弥君	副町長	木村仁君
教育長	平馬誠二君	総務課長 兼防災監	鈴木悟君
健康福祉課長	糸川成人君	窓口税務課長	松本真君
産業建設課長	高橋和彦君	教育委員会 事務局長	松本利之君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 田口文人君 書記

開会 午前 9時00分

◎開会の宣告

○議長（深澤 守君） 皆さん、おはようございます。

だいまの出席議員は8名であります。定足数に達しておりますので、これより令和7年松崎町議会第1回臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（深澤 守君） 直ちに本日の会議を開きます。

申し上げます。議場内で上着を取ることを許します。

写真撮影の許可について申出がありましたので許可いたします。

◎議事日程の報告

○議長（深澤 守君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（深澤 守君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、2番、菜野良枝君、3番、高橋良延君、補欠、5番、田中道源君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（深澤 守君） 日程第2 会期の決定についての件を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日限りと決しました。

暫時休憩します。

休憩 午前 9時 2分

再開 午前 9時 3分

○副議長（田中道源君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第3 議長の辞職について

○副議長（田中道源君） 日程第3 議長の辞職についての件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、深澤 守君の退場を求めます。

（9番 深澤 守君退場）

○副議長（田中道源君） 事務局長をして辞職願を朗読いたさせます。

○議会事務局長（田口文人君） 辞職願。

今般、一身上の都合により議長を令和7年4月24日限り辞職したいので、許可されるよう願い出ます。

令和7年4月10日、松崎町議会副議長、田中道源様。

松崎町議会議長、深澤 守。

以上でございます。

○副議長（田中道源君） お諮りします。深澤 守君の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（田中道源君） 異議なしと認めます。よって、深澤 守君の議長の辞職を許可することに決しました。

暫時休憩します。

休憩 午前 9時 4分

再開 午前 9時 5分

○副議長（田中道源君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議長が欠けました。

お諮りします。議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更して、直ちに議長の選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（田中道源君） 異議なしと認めます。よって、議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更して、直ちに議長の選挙についてを行うことに決しました。

◎追加日程第1 選挙第6号 議長の選挙について

○副議長（田中道源君） 追加日程第1 選挙第6号 議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は投票と指名推選の二通りありますが、慣例によりまして投票により行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（田中道源君） 異議なしと認めます。よって、議長選挙は投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○副議長（田中道源君） ただいまの出席議員は8名であります。

お諮りします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に小林克己君及び高柳孝博君を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長（田中道源君） 異議なしと認めます。よって、立会人に小林克己君、高柳孝博君を指名いたします。

投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

○副議長（田中道源君） 念のため申し上げますが、投票は単記無記名であります。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長（田中道源君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○副議長（田中道源君） 異状なしと認めます。

これより投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、事務局長の点呼に応じて順次投票願います。

点呼をいたします。

○議会事務局長（田口文人君） 1番、藤井昭一議員、2番、菜野良枝議員、3番、高橋良延議員、5番、田中道源議員、6番、小林克己議員、7番、高柳孝博議員、8番、藤井 要議員、9番、深澤 守議員。

(投 票)

○副議長（田中道源君） 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長（田中道源君） 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終了します。

開票を行います。

小林克己君、高柳孝博君、開票の立会いをお願いします。

(開 票)

○副議長（田中道源君） 選挙の結果を報告します。

投票結果表の報告。

投票総数8票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

このうち、有効投票8票、無効投票ゼロ票、有効投票中、田中道源、4票、小林克己君、

4票。

以上でございます。

この選挙の法定得票数は2票です。田中道源と小林克己君の得票数は、いずれもこれを超えております。両君の得票数は同数です。

この場合、地方自治法第118条第1項の規定は、公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになります。田中道源と小林克己君が議場におられますので、くじを引いていただきます。

くじは2回引きます。1回目はくじを引く順序を決めるためのものです。2回目は、この順序によってくじを引き、当選人を決定するためのものです。くじはくじ棒で行います。

藤井 要君及び深澤 守君、くじの立会いをお願いします。

まず、くじを引く順序を決めるくじを議席順に引いていただきます。

(くじを引く)

○副議長（田中道源君） くじを引く順序が決定しましたので、報告します。

初めに小林克己君、次に田中道源、以上のとおりでございます。

ただいまの順序により当選人を決定するくじを行います。

小林克己君、田中道源、くじを引いてください。

(くじを引く)

○副議長（田中道源君） くじの結果を報告します。

くじの結果、田中道源が当選人と決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖)

○副議長（田中道源君） それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時21分

再開 午前 9時22分

○議長（田中道源君） ただいま田中道源が当選人と決定いたしました。

当選の承諾及び就任挨拶を述べさせていただきます。

このたびは議長の就任を選んでいただきまして、また承認していただきまして、誠にあり

がとうございました。議員の皆様、また町民の皆様に感謝を述べたいと思います。

我が町では、人口減少であったり、高齢化であり、また、我が町特有の課題を様々抱えてございます。その課題の解決のために、ますますこの議会の役割は重たいものだと感じております。ぜひ皆さんと共にこの課題解決に向けて一緒に手を取り合い、協力し合いながら進めていけたらと思っております。

議会運営に関しましては、町民の声を真摯に受け止め、また、議員間の連携強化や自由闊達な議論の促進、そして、開かれた議会運営と町民の信頼をしっかりと獲得すること、最後に、公正かつ円滑な議会運営を尽力していきたいと思っております。

未来の松崎のために、皆さんと共に、松崎町民福祉向上のため、今後とも精進していきたいと思っております。どうか皆様のご協力と、またご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願ひいたします。

結びになりますが、このたび議長就任に際しましてご賛同いただきました方々、皆様、どうもありがとうございました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時25分

再開 午前 9時26分

○議長（田中道源君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいまの議長選挙に伴い、議席の一部を変更する必要が生じました。

この際、議席の一部変更についての件を日程に追加し、追加日程第2とし、日程の順序を変更して直ちに議席の一部変更を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中道源君） 異議なしと認めます。よって、議席の一部変更についての件を日程に追加して、追加日程第2とし、日程の順序を変更して直ちに議席の一部変更をすることに決しました。

◎追加日程第2 議席の一部変更について

○議長（田中道源君） 追加日程第2 議席の一部変更を行います。

会議規則第4条第3項の規定により、議長において議席の一部変更を行います。

変更する議員諸君の氏名と議席番号を事務局長に朗読いたさせます。

○議会事務局長（田口文人君） 変更となる議席のみ朗読いたします。

5番、小林克己議員、6番、深澤 守議員、9番、田中道源議員、以上でございます。

○議長（田中道源君） ただいま朗読したとおり議席の一部変更をいたします。

暫時休憩します。

休憩 午前 9時28分

再開 午前 9時29分

○議長（田中道源君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第4 副議長の辞職について

○議長（田中道源君） 日程第4 副議長の辞職についての件を議題といたします。

行政実例によると、副議長が議長に就任することを受諾したときは、法律上、何ら手続を要せず自動的に副議長の職を失うとされています。私が議長に就任することを受諾しましたので、副議長の職を失いました。

ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。副議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更して、直ちに副議長の選挙を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中道源君） 異議なしと認めます。よって、副議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更して、直ちに副議長の選挙を行うことに決しました。

◎追加日程第3 選挙第7号 副議長の選挙について

○議長（田中道源君） 追加日程第3 選挙第7号 副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は投票と指名推選の二通りがありますが、慣例によりまして投票により行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中道源君） 異議なしと認めます。よって、副議長選挙は投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○議長（田中道源君） ただいまの出席議員は8名であります。

お諮りします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に藤井昭一君及び菜野良枝君を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中道源君） 異議なしと認めます。よって、立会人に藤井昭一君及び菜野良枝君を指名いたします。

投票用紙を配付します。

（投票用紙配付）

○議長（田中道源君） 念のため申し上げますが、投票は単記無記名であります。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中道源君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（田中道源君） 異状なしと認めます。

これより投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、事務局長の点呼に応じて順次投票願います。

点呼をいたします。

○議会事務局長（田口文人君） 1番、藤井昭一議員、2番、菜野良枝議員、3番、高橋良延議員、5番、小林克己議員、6番、深澤 守議員、7番、高柳孝博議員、8番、藤井 要議員、9番、田中道源議員。

(投 票)

○議長（田中道源君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中道源君） 投票漏れなしと認めます。これで投票を終了します。

開票を行います。藤井昭一君、菜野良枝君、開票の立会いをお願いします。

(開 票)

○議長（田中道源君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午前 9時40分

再開 午前 9時42分

○議長（田中道源君） それでは、引き続きまして会議を開始いたします。

それでは、選挙の結果を報告します。

投票結果の報告。

投票総数8票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

このうち、有効投票8票、無効投票ゼロ票、有効投票中、藤井昭一君、4票、高柳孝博君、4票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は2票です。藤井昭一君と高柳孝博君の得票数は、いずれもこれを超えております。両君の得票数は同数です。

この場合、地方自治法第118条第1項の規定は、公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになります。藤井昭一君と高柳孝博君が議場におられますので、くじを引いていただきます。

くじは2回引きます。1回目はくじを引く順序を決めるためのものです。2回目は、この順序によってくじを引き、当選人を決定するためのものです。くじはくじ棒で行います。

高橋良延君及び小林克己君、くじの立会いをお願いします。

まず、くじを引く順序を決めるくじを議席順に引いていただきます。

藤井昭一君、高柳孝博君、くじを引いてください。

(くじを引く)

○議長（田中道源君） くじを引く順序が決定しましたので、報告します。

初めに藤井昭一君、次に高柳孝博君、以上のとおりです。

ただいまの順序により当選人を決定するくじを行います。

藤井昭一君、高柳孝博君、くじを引いてください。

(くじを引く)

○議長（田中道源君）くじの結果を報告します。

くじの結果、藤井昭一君が当選人と決定しました。

(何事か言う声あり)

○議長（田中道源君）暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時48分

再開 午前 9時49分

○議長（田中道源君）休憩前に引き続きまして会議を始めます。

先ほどの報告につきましては、訂正させていただきます。混乱を招きまして、大変申し訳ございませんでした。

それでは、くじの結果を報告いたします。

くじの結果、高柳孝博君が当選人と決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖)

○議長（田中道源君）会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。当選人、高柳孝博君。

当選人、高柳孝博君は副議長当選の承諾及び挨拶をお願いします。当選人は演壇へどうぞ。

(副議長 高柳孝博君登壇)

○副議長（高柳孝博君）ただいま副議長のくじにより当選人とさせていただきました。皆様に感謝いたします。

議長も申し上げましたとおり町には課題がありますし、一層の精進をいたしまして、町民の福祉のために努力してまいります。そのために皆様のご指導とご協力をお願いいたします。よろしくお願ひします。

○議長（田中道源君）前議長から退任の挨拶をしたいとの申出があります。この際、発言を

許します。演壇にて。

(6番 深澤 守君登壇)

○6番(深澤守君) 本日をもちまして議長の職を解かせていただきました。2年間、議長の職を全うできたのも皆様のご協力があったことと感謝申し上げ、本当にありがとうございます。

これから松崎町は、お金もない、人もない、大変厳しい町政運営をしていかなければならないと思っています。その中で我々は役場を全てやってもらうものではなく、議会として町民と行政の間に立って、協働のまちづくり、そして行政と我々は対話をしながらよりよい町をつくっていくことがからの議員の役割だと思っております。

いろいろ大変なこともこれから起きてくると思いますが、一緒によい町をつくっていくよう頑張っていきましょう。本当に2年間、ありがとうございました。(拍手)

○議長(田中道源君) 日程第5 総務常任委員会委員の選任について、日程第6 総務常任委員会委員長、副委員長の互選結果の報告について、日程第7 議会運営委員会委員の選任について、日程第8 議会運営委員会委員長、副委員長の互選結果の報告についてですが、総務常任委員会委員及び議会運営委員会委員は、委員会条例第5条第2項の規定により、議長が議会に諮って指名することになっております。また、総務常任委員会委員長及び副委員長、議会運営委員会委員長及び副委員長は、委員会での互選となっております。

議事の都合上、休憩中にご協議願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時5分

再開 午前11時38分

○議長(田中道源君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第5 総務常任委員会委員の選任について

○議長（田中道源君）　日程第5　総務常任委員会委員の選任についての件を議題といたします。

お諮りします。総務常任委員会委員の選任については、委員会条例第5条第2項の規定により、お手元に配付した名簿のとおり、総務常任委員会委員に、藤井　要君、小林克己君、藤井昭一君、菜野良枝君、高橋良延君、高柳孝博君、深澤　守君、田中道源をそれぞれ指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中道源君）　異議なしと認めます。よって、総務常任委員は、お手元に配付した名簿のとおり選任することに決しました。

暫時休憩します。

休憩　午前11時39分

再開　午前11時40分

○議長（田中道源君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第6　総務常任委員会委員長、副委員長の互選結果の報告について

○議長（田中道源君）　日程第6　総務常任委員会委員長、副委員長の互選結果の報告を行います。

総務常任委員会で互選の結果、委員長に小林克己君、副委員長に菜野良枝君が当選されましたので、ご報告いたします。

◎日程第7　議会運営委員会委員の選任について

○議長（田中道源君）　日程第7　議会運営委員会委員の選任についての件を議題といたします。

お諮りします。議会運営委員会は、委員会条例第5条第2項の規定により、小林克己君、菜野良枝君、藤井昭一君、高橋良延君、深澤 守君をそれぞれ指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中道源君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました5名の諸君を議会運営委員会委員に選任することに決しました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時41分

再開 午前11時42分

○議長（田中道源君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第8 議会運営委員会委員長、副委員長の互選結果の報告について

○議長（田中道源君） 日程第8 議会運営委員会委員長、副委員長の互選結果の報告を行います。

議会運営委員会において互選の結果、委員長に小林克己君、副委員長に菜野良枝君が当選されましたので、ご報告いたします。

暫時休憩します。

休憩 午前11時42分

再開 午後 1時00分

○議長（田中道源君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

◎日程第9 議案第48号 監査委員の選任について

○議長（田中道源君） 日程第9 議案第48号 監査委員の選任についての件を議題といたします。

議会事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長（田口文人君） 朗読いたします。

議案第48号 監査委員の選任について。

下記の者を監査委員に選任したいから、地方自治法第196条第1項の規定によって議会の同意を求める。

記。

住所、静岡県賀茂郡松崎町松崎320番地の2、氏名、深澤 守、昭和42年1月28日生まれ。令和7年4月24日提出、松崎町長、深澤準弥。

提案理由。

議員のうちから選任された監査委員、小林克己氏が令和7年4月24日をもって辞職するため。

以上でございます。

○議長（田中道源君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（深澤準弥君） 議案第48号 監査委員の選任についてでございます。

詳細は担当課長より説明させていただきます。

○議長（田中道源君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（鈴木 悟君） 議案第48号について説明いたします。

議案第48号は、議員のうちから選任された監査委員、小林克己氏が令和7年4月24日をもって辞職するため、新たに松崎町松崎320番地の2、深澤 守氏を監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（田中道源君） 以上で提案理由の説明を終わります。

地方自治法第117条の規定により、深澤 守君の退席を求めます。

（6番 深澤 守君退席）

○議長（田中道源君） お諮りします。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、

直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中道源君） 異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略して直ちに採決を行います。

これより議案第48号 監査委員の選任についての件を採決いたします。

この採決は挙手による方法によって行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中道源君） 異議なしと認めます。よって、採決は挙手による方法で行います。

これより議案第48号 監査委員の選任についての件を挙手により採決します。

本案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（田中道源君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時 3分

再開 午後 1時 4分

○議長（田中道源君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第10 選挙第2号 西豆広域行政組合議会議員の選挙について

○議長（田中道源君） 日程第10 選挙第2号 西豆広域行政組合議会議員の選挙を行います。
お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中道源君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中道源君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決しました。

西豆広域行政組合議会議員に、田中道源、高柳孝博君、深澤 守君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました田中道源、高柳孝博君、深澤 守君を西豆広域行政組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中道源君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました田中道源、高柳孝博君、深澤 守君が西豆広域行政組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました田中道源、高柳孝博君、深澤 守君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定による告知をいたします。当選人、田中道源、高柳孝博君、深澤 守君。

◎日程第11 選挙第3号 下田地区消防組合議会議員の選挙について

○議長（田中道源君） 日程第11 選挙第3号 下田地区消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中道源君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中道源君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決しました。

下田地区消防組合議会議員に、小林克己君、菜野良枝君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました小林克己君、菜野良枝君を下田地区消防組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中道源君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました小林克己君、菜野良枝君が下田地区消防組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました小林克己君、菜野良枝君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定による告知をいたします。当選人、小林克己君、菜野良枝君。

◎日程第12 選挙第4号 下田メディカルセンター組合議会議員の選挙について

○議長（田中道源君） 日程第12 選挙第4号 一部事務組合下田メディカルセンター組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中道源君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中道源君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決しました。

一部事務組合下田メディカルセンター組合議会議員に、藤井昭一君、深澤 守君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました藤井昭一君、深澤 守君を一部事務組合下田地区消防組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中道源君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました藤井昭一君、深澤 守君が一部事務組合下田メディカルセンター組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました藤井昭一君、深澤 守君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定による告知をいたします。当選人、藤井昭一君、深澤 守君。

◎日程第13 選挙第5号 南伊豆地域清掃施設組合議会議員の選挙について

○議長（田中道源君） 日程第13 選挙第5号 南伊豆地域清掃施設組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中道源君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中道源君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決しました。

南伊豆地域清掃施設組合議会議員に、高橋良延君、藤井 要君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました高橋良延君、藤井 要君を南伊豆地域清掃施設組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中道源君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました高橋良延君、藤井 要君が南伊豆地域清掃施設組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました高橋良延君、藤井 要君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定による告知をいたします。当選人、高橋良延君、藤井 要君。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時1分

再開 午後 1時12分

○議長（田中道源君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第14 議案第49号 専決処分の承認を求めるについて（松崎町税条例の一部を改正する条例）

○議長（田中道源君） 日程第14 議案第49号 専決処分の承認を求めるについて（松崎町税条例の一部を改正する条例）の件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（深澤準弥君） 議案第49号 専決処分の承認を求めるについて（松崎町税条例の一部を改正する条例）についてでございます。

詳細は担当課長より説明をさせていただきます。

○議長（田中道源君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（松本 真君） それでは、議案第49号 専決処分の承認を求めるについて（松崎町税条例の一部を改正する条例）についてご説明させていただきます。

本議案は、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年3月31日に専決処分した松崎町税条例の改正について、地方自治法第179条第3項の規定によって、その改正内容について報告し、議会の承認を求めるものでございます。

2枚目をお願いします。

こちらは専決処分書になります。

下の専決理由にありますように、今回の改正は地方税法等の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布され、令和7年4月1日から施行されることに伴い、松崎町税条例の一部を改正する必要が生じたために専決処分を行ったものです。

次のページをお願いします。

ここからが今回の改正文になります。改正文は全部で6ページになります。また、その後ろ、改正文の後ろに議案第49号資料（その1）として、12ページにわたって新旧対照表をつけさせていただいております。新旧対照表は、左側が改正前、右側が改正後となっていて、改正箇所につきましてはアンダーラインを引かせていただいております。

なお、この改正につきましては、総務省自治税務局から示された改正事例に倣って改正をしたものでございます。

改正内容につきましては、議案の後ろの一番後ろにあります議案第49号資料（その2）の

改正概要によって説明をさせていただきます。一番後ろの改正概要をご覧いただきたいと思います。

まず、1の個人住民税の関係です。条例本文では、第34条の2などに係る改正ですが、この改正は、物価高騰が続いている中で税負担の調整、就業調整への対応として、個人住民税の所得控除に年齢19歳以上23歳未満の大学生世代の子等に対する控除、特定親族特別控除が創設されました。生計を一にする大学生年代の親族等の合計所得に応じて、納税義務者の前年総所得金額から、中段にあります表のとおり控除されるものです。分かりやすく申し上げますと、大学生世代の方がアルバイト等で一定の所得を得ても、その親など扶養親族が所得控除を受けられるということで、大学生世代の方が働く機会も増えているというような改正の内容になっております。

次に、2の軽自動車税の関係です。

まず、(1)の改正は、排ガス規制の強化により、いわゆる従前の50ccの原付バイクは、その規制基準を満たすことが難しく、生産の継続が困難とされています。そのような中で原付の新基準が設けられ、排気量は125cc未満で出力が4キロワット以下に抑えられたものを新しく原付の新基準と、該当するということとなります。税額は2,000円となります。

(2)の道路交通法の改正に伴う改正につきましては、マイナ免許証の運用開始に伴い、軽自動車税の減免申請には運転免許証の提示が義務づけられておりますが、その提示につきまして、マイナ保険証で提示する場合の規定が整備されました。

裏面にいっていただきまして、3の町たばこ税です。

たばこ税の改正につきましては、紙巻きたばこの本数換算に対して、加熱式たばこの税負担が比較的負担が軽いため、加熱式たばこの本数換算に使用する価格要素と重量要素のうち、重量のみで換算する方式に見直すもので、平成8年4月から二段階で改正されることになります。

それから、そのあとのその他につきましては、(1)につきましては、納税通知などが転居などにより送り先不明となり、送達できない場合における公示により送達したとする手続についての改正、それから(2)固定資産税の軽減特例の申請に係る規定、3、それから4につきましては、法改正に伴う項ずれの関係の改正、(5)、これは字句の修正で、改正前条例において二輪車、三輪車の二輪、三輪の表現につきまして、数字の2輪と漢字の二輪という表記が混ざっておりましたので、漢数字に統一する改正を行いました。

今回の改正のご説明は以上となります。最初に申し上げましたとおり、一番最後の字句の

修正以外は、今回の改正内容につきましては、法改正に伴う改正となります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（田中道源君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（田中道源君） 質疑なしと認めます。

質疑がないようでございますので、質疑を終結したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中道源君） 異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（田中道源君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（田中道源君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第49号 専決処分の承認を求めるについて（松崎町税条例の一部を改正する条例）の件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中道源君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

◎日程第15 議案第50号 専決処分の承認を求めるについて（松崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（田中道源君） 日程第15 議案第50号 専決処分の承認を求めるについて（松崎

町国民健康保険税条例の一部を改正する条例) の件を議題といたします。

議案の朗読は省略して提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（深澤準弥君） 議案第50号 専決処分の承認を求めるについて（松崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）についてでございます。

詳細は担当課長より説明をさせていただきます。

○議長（田中道源君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（糸川成人君） それでは、議案第50号 専決処分の承認を求めるについて（松崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）についてご説明させていただきます。

この件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

1枚めくっていただきて、専決処分書をご覧ください。

下段に理由を記載していますが、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第119号）が令和7年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されるため、松崎町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じ、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行ったものでございます。

次のページをお願いいたします。

松崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の改正文でございますが、説明につきましては、次のページの議案第50号資料、新旧対照表で説明をさせていただきます。新旧対照表をご覧ください。

新旧対照表の1ページでございます。

下線部分でございますが、第20条第1項第2号中、「29万5,000円」を「30万5,000円」に改めるものでございます。こちらは5割軽減の対象となる世帯の軽減判定の所得の算定において、被保険者等の数に乘すべき金額が現行の「29万5,000円」から「30万5,000円」に引き上げるものでございます。

2ページをご覧ください。

同項第3号中、「54万5,000円」を「56万円」に改めるものでございます。2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数の数に乘すべき金額が現行の「54万5,000円」から「56万円」に引き上げるものでございます。これは、物価の動向等の経済状況を踏まえた改正で、所得水準が変わらない中、これまで軽減されていた被保険者が軽減

の対象から外れないようになります。

1枚戻っていただきまして、改正文の附則でございます。

この条例は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

また、改正後の条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

繰り返しになりますが、今回の改正におきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴うものとなっております。

説明は以上となりますご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（田中道源君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

（発言する人なし）

○議長（田中道源君） 質疑がないようでございますので、質疑を終結したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中道源君） 異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（田中道源君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（田中道源君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第50号 専決処分の承認を求めることについて（松崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中道源君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

◎日程第16 議案第51号 松崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（田中道源君） 日程第16 議案第51号 松崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（深澤準弥君） 議案第51号 松崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

詳細は担当課長より説明をさせていただきます。

○議長（田中道源君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（鈴木 悟君） それでは、議案第51号 松崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案の最終ページにあります新旧対照表をご覧ください。

改正箇所につきましては、下線部分となります。別表第3、1級の項中、「及び管理栄養士」を「、管理栄養士及び社会福祉士」に改め、2級の項中、「及び主任管理栄養士」を「、主任管理栄養士及び主任社会福祉士」に改め、3級の項中、「主任管理栄養士」の次に「、主任社会福祉士」を加えるものでございます。社会福祉士につきましては、令和7年4月1日付で1名を採用しましたが、社会福祉士としての職務の内容がありませんでしたので、主事ということで辞令を出しました。今回、社会福祉士として職務の内容を条例で定めるものでございます。

この条例は公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用するものでございます。

以上で説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（田中道源君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

高橋良延君。

○3番（高橋良延君） 今の新旧対照表のところで、まず初めに、この格づけのところだと思うんですけども、これを今の時期に出してきたという、この理由をお聞きします。

○議長（田中道源君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（鈴木 悟君） まず、本来でございますと、令和6年度中におきまして、こちらの条例改正を行いまして、辞令のほうを発するのが本来でございます。ただ、このそちらのほうのところ、ちょっと気づけておりませんでしたので、今回このような形で提出させていただいたということでございます。

○議長（田中道源君） 高橋良延君。

○3番（高橋良延君） この時期に出していくということ自体が、非常にこれはお粗末じゃないかと思いました。というのは、昨年の7月25日の広報お知らせ版において、松崎町職員募集というのがありました。その中に7年度からの職員を募集するのが、管理栄養士、社会福祉士ということがありました。募集しているじゃないですか。本来なら、ここの時期、これより前とは言いませんけれども、このときにでも、この後の議会にでも、本来はかけるのが筋なんですよ。だから、4月1日にどうやって辞令を発令したのかなというのが、私は不思議でなりませんでした。その点、もう一度。

○議長（田中道源君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（鈴木 悟君） 高橋議員のご指摘のとおりでございまして、本来でございますと採用前に確認をし、改正すべきでございました。そちらのほうちょっと気づくことができなかつたということによるもので、今回のこのような形となっているものであります。大変申し訳ございませんでした。

○議長（田中道源君） ほかに質疑はありませんか。

藤井 要君。

○8番（藤井 要君） 今の問題、課長のほうから申し訳ないということがありましたけれども、町長、それに対してコメント等はございませんか。

○議長（田中道源君） 町長。

○町長（深澤準弥君） 当然、最終責任者は自分でございますので、こういったことが起こってしまったことについて、大変申し訳ございませんでした。

○議長（田中道源君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○議長（田中道源君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中道源君） 异議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（田中道源君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（田中道源君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第51号 松崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（田中道源君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

◎日程第17 議案第52号 令和7年度松崎町立学校給食共同調理場厨房機器等 購入売買契約について

○議長（田中道源君） 日程第17 議案第52号 令和7年度松崎町立学校給食共同調理場厨房機器等購入売買契約についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（深澤準弥君） 議案第52号 令和7年度松崎町立学校給食共同調理場厨房機器等購入売買契約についてでございます。

詳細は担当課長より説明をさせていただきます。

○議長（田中道源君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（松本利之君） それでは、議案第52号 令和7年度松崎町立学校給食共同調理場厨房機器等購入売買契約についてご説明させていただきます。

令和7年4月17日、本件について指名競争入札したところ、別添議案資料にあります入札

結果表のとおりとなりました。この結果に基づき、6,160万円で株式会社中西製作所伊東営業所と仮契約いたしましたので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議決を求めるものとなります。

本契約は、昨年度建設いたしました学校給食共同調理場に新たな調理機器と現調理場で現在稼働中の機器のうち、比較的新しいものを新調理場に搬入、設置し、稼働可能な状態にするものとなります。スケジュール感としましては、議会でのご承認がいただけましたら速やかに機器の発注を行い、7月には新調理場に機器を搬入し、据付け設置してまいります。

この作業に約2週間程度を見込んでおります。新たな機器の設置が完了しつつ1学期の給食を提供終了した後、現行の調理場で使用している機器を移設する作業に移り、7月中にはすべての作業を終え、8月以降は新調理場で給食調理が行える環境が整う、そういうイメージで進めてまいります。

これが完了することによりまして、令和7年度2学期からは新調理場で衛生的に調理された給食を安定して提供することが可能となります。新調理場は、園児、児童、生徒、その保護者のために、いち早く安全な給食を安定して提供できる環境を整備することを目指すべき目標としています。一日も早くこの環境を実現するため、何とぞご理解をいただけるようお願いいたします。

説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（田中道源君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

菜野良枝君。

○2番（菜野良枝君） 移設品を使うということですが、こちらを使うことによってどのくらいのコストがカットできたのかを教えてください。

○議長（田中道源君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（松本利之君） 明確な費用圧縮の金額というのは、数字のほうの算出というのは、いたしておらないところでございますが、調理機器の耐用年数というのが15年程度ということで見込んでおります。移設をすることによりまして、機械がダメージを受けてしまったり、故障してしまう可能性も考えられるもんですから、耐用年数間近になっているもの、10年を超える機器につきましては、移設対象外とさせていただきまして、10年に満たないものについては、移設してもまだしばらくの間、使用ができるということで、購入対象から除外をするというような形で、当然、購入をしないで済みますので、費用圧縮が図れ

るというような理解で設計し、こちらの事業を進めております。

○議長（田中道源君） ほかに質疑はありませんか。

藤井昭一君。

○1番（藤井昭一君） これ見せてもらいまして、大変小さな字で表が書いてあるんですが、特にこれといった新しい設備とか、こんな設備を入れたので、これだけ効率化されたよとか、そういういたものがもし分かれば教えてください。

○議長（田中道源君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（松本利之君） 今回、厨房機器等につきましては、町の財政的な部分をなるべく圧縮をしたい、負担を少なくしたいというようなところもございまして、奇抜な装置等は、特に目立ったものというのは設置してございません。ただ、これは厨房機器でなくて建設工事のほうなんですけれども、周りの伏倉地区の住民の方に、なるべく悪い影響を与えないようにということで、排水処理装置等については、なるべく環境に優しいものを、きれいにできるようなこと、それから脱臭装置等につきまして、なるべく臭いなんかも外に出さないようにということで、そういう面での環境的な配慮、周りのお宅への配慮というものを中心に準備をしてございます。

○議長（田中道源君） ほかに。

藤井 要君。

○8番（藤井 要君） 8条の瑕疵担保責任のことで伺いますけれども、これがあれですか、通常こういうものに対しては約1年間ですか、何か1年間では短いと私は感じるんですけれども、どういういきさつで1年間ということになったのか、その辺が業者との話合い、普通でしたら長ければ長いほどいいわけですけれども、その話合い、過程等分かりましたらお願いします。

○議長（田中道源君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（松本利之君） 瑕疵担保でございますが、こちらにつきましては、通常、私ども今回の売買契約のみでなく、こういった品物を納入する際、導入する際については通常1年間の瑕疵担保ということで、やらせていただいておりますので、同様の基準を今回も使用させていただいております。また、今回の契約、それから建物のほうも、建設工事のほうでも同じような流れの中でやらせていただいているんですから、同様の形ということです。

○議長（田中道源君） 藤井 要君。

○8番（藤井 要君） 局長というか事務局のほうでは1年、1年だと、今までやっていた、そういう流れの中もあると、いうようなことですけれども、先ほど言ったように、これは長いほうが本当はいいわけじゃないですか。それで、その流れの中で当局側は、今までの事例で1年ということだと、そういう答弁をなされましたけれども、交渉の中で、普通でしたら3年間とか、そういうのだってありと思うですけれども、一連のというか、今までのそういう流れの中での1年だけだよというような頭の中でこちらのほうから提示したということで解釈していいのか、それとも、そこら辺はどうなんですかね。

○議長（田中道源君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（松本利之君） あくまでもこの製品といいますか、物についての瑕疵があったという場合の、売買契約上の瑕疵があった部分については1年ということでございます。

○議長（田中道源君） 藤井 要君。

○8番（藤井 要君） ですから、こちらのほうから、1年じゃ短いじゃないですか、業者さん、3年でどうですかって、そういう交渉もあり得たのか、やったのか、そこなんですけれども。

○議長（田中道源君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（松本利之君） そちらについてはいたしておりません。

○議長（田中道源君） ほかに質疑はありませんか。

深澤 守君。

○6番（深澤 守君） 新規で買わないものの移設品の中に冷凍庫だとか包丁、まな板殺菌とかそういう結構重要なというか、食品衛生についての重要な部分の機械というのが新規で買わないで移設になっているんですけども、その辺の機能だとか、電気代だとかというものに対して、新規にするか移設にするかという検討というのはやられたんでしょうか。

○議長（田中道源君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（松本利之君） 先ほど菜野議員のご質問の中でもお答えしましたけれども、購入をして10年に満たないもの、特に重要なものについては、さらにそれを期間を短くして、十分機能を発揮できるものというようなところで、こちらの移設品の選定はしてございます。

○議長（田中道源君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○議長（田中道源君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中道源君） 異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（田中道源君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（田中道源君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第52号 令和7年度松崎町立学校給食共同調理場厨房機器等購入売買契約についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中道源君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

それでは、55分まで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時48分

再開 午後 1時55分

○議長（田中道源君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第18 議案第53号 損害賠償の額の決定及び和解することについて

○議長（田中道源君） 日程第18 議案第53号 損害賠償の額の決定及び和解することについて

ての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（深澤準弥君） 議案第53号 損害賠償の額の決定及び和解することについてでございます。

詳細は担当課長より説明させていただきます。

○議長（田中道源君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（鈴木 悟君） 議案第53号は、損害賠償の額の決定及び和解することについてであります。

令和7年2月6日に発生した事故について、このたび和解が成立することとなり、損害賠償額が決定したことから、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

お手元の議案書をご覧ください。

まず、損害賠償額ですが、7万2,578円となります。相手方は議案書に記載のあとおりでございます。

事故の概要ですが、令和7年2月6日午後8時55分、強風パトロールのため松崎町消防団第2分団第1小隊の団員が運転する消防車が伊豆興業横の交差点を左折する際に道路脇のブロック塀と接触し、ブロック塀の一部に損害を与える事故が発生したものになります。

この事故における町の過失割合は100%となります。この事故におけるけが人等はおりません。

なお、町の損害賠償額7万2,578円は、全額保険での対応となり、全国町村会自動車事故協会を通じて支払われます。事故発生後、団員には事故が発生しないよう、改めて交通法規の遵守と安全運転、安全確認の励行を呼びかけております。

説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（田中道源君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

藤井 要君。

○8番（藤井 要君） これ読むと大体頭の中にというか、浮かんでくるわけですけれども、相手方が、これ神奈川のほうに住んでいる方で、樋口好信さん。事故の、これブロックと接触したのは、これは恐らく推測じゃないのかもしれないけれども、樋口さん所有の土地のブ

ロック塀にという解釈でよろしいんでしょうか。これだと書いていないもんで、他人がとか、それが、その住所が入っていればベターだった、ベストだと思いましたけれども、その点は抜けているのか、ちょっとそのところ辺はどうなんでしょうかね。

○議長（田中道源君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（鈴木 悟君） 申し訳ございません。藤井議員のおっしゃられますように、こちらのロック塀につきまして、所有者がこちらに記載してあります樋口様となっております。

○議長（田中道源君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○議長（田中道源君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中道源君） 異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（田中道源君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（田中道源君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第53号 損害賠償の額の決定及び和解することについての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中道源君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

◎日程第19 議案第54号 訴訟上の和解について

○議長（田中道源君） 日程第19 議案第54号 訴訟上の和解についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（深澤準弥君） 議案第54号 訴訟上の和解についてでございます。

詳細は担当課長より説明させていただきます。

○議長（田中道源君） 産業建設課長。

○産業建設課長（高橋和彦君） 議案第54号 訴訟上の和解についてご説明いたします。

議案1枚目をご覧ください。

別紙のとおり和解を成立させるため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

2枚目をご覧ください、別紙でございます。

訴訟上の和解について。

1、事件名、令和4年（ワ）第19号、土地境界確定請求事件でございます。

2、和解の相手方でございます。原告、松原義三ほか1名でございます。

3、事件の概要でございます。相手方、松原氏が所有する土地、賀茂郡松崎町松崎字下向浜479番1と町の所有する土地、松崎町松崎字下向浜480番4を含む4筆の土地との境界確定を相手方が求めたものでございます。

4、和解の内容でございます。（1）です。相手方と町は、相手方の所有する土地、松崎字下向浜479番1と町の所有する土地、下向浜480番4について、別紙図面の、別紙図面がそのさらに後ろについております、併せてご覧いただければと思います。別紙図面の点ア、ちょうど図面の真ん中に、土地479番1についてがちょうど真ん中にございまして、駐車場となっております。その真上辺りに赤い線の一番端に点アがございます。その点が、さらに点イの2点を結ぶ直線の西側、赤い線、点ア、点イの間の西側、左側ですね。左が相手方の所有、松原氏の所有、東側、右側ですが、東側が町の所有であることを相互に確認するものでございます。

2枚目の別紙にお戻りください。

（2）の相手方と町は、本件訴訟を終了させる、2つ目の和解の内容でございます。

3つ目、相手方と町との間には、本件に関し、この和解条項に定めるもののほか、何らの

債権債務がないことを相互に確認するものでございます。

4つ目、訴訟費用は各自の負担とするものでございます。

別紙図面のほうをご覧ください。

当町を含む4筆の土地の境界との争いでございますが、申し上げましたア、イのほか、イからウの間、ウからエの間、それからエからオの間が赤く線を引いておりますけれども、この間についてが争いの元となっているところでございます。これについて町の関係するア、イについてを、この図上の場所であるということを今回和解の内容とするものでございます。

それから、今日お配りした資料をご覧いただきたいと思います。今日お配りした資料、公図でございますが、その2枚目をご覧ください。

縦長にご覧いただきたいと思いますが、この図上の中心に平面図と同様、479の1がございます。右隣に480の2、480の1とあります、南側に478の1がございます。

町の土地が右上の480の4、町道部分として拡幅買収をしたところでございます。479と接する、その線についてが訴訟の対象となっているものでございます。

平面図と見比べていただきますと、平面図のほうがイからエの点が現状、フェンスですかブロック塀があるところでございますが、イからエの点、エの点が478の1の北東側の角にエが見えますが、今日お配りした公図の2枚目を併せご覧いただきたいと思いますが、478の1の北東側の角のところを見ていただきますと、一旦、左に折れて、また北側に進んでおりまして、クランクというか、角ができております。この角の部分についてを平面図のほうをご覧いただきますと、ア、イ、ウ、エの先がブロック塀の表示となっておりますけれども、角なく真っすぐ478の東側の境界を示しておりますが、この部分についてが公図上は角があるところ、現場においては角なく、アからエについて、またエからのその先についての真っすぐの直線状態になっておりまして、公図上、角があるのが直線になっていると。公図に合わせたとすると、アからエの線がもう少し西側、東側にずれているんじゃないかなということになるわけですが、この部分が係争の中心となっております。縦の赤のラインがもうちょっと左側に行くのが公図に合わせたライン、現場はそこが真っすぐになっていると。ここについて、直接的には480の2の所有者、480の1の所有者と争いになっているというものでございます。

町が関係するのは、ア、イの点についてが拡幅買収いたしました今日の2枚目の資料のとおり480の4の左側、西側がア、イの点を示すものでございますが、ここが右に動くか左に動くかというところがどうかというところになるわけですけれども、そういう意味で、町が

この訴訟に参加しているという、被告となっているというところでございます。

今回については、戻りますが、このア、イ、ウ、エのライン、それからオに向けてのラインを平面図上のこの赤いラインで合意をしようというものでございまして、そのうち町が関わる部分はア、イについてというところでございます。それが別紙でお示しした、和解の内容でお知らせをしたところでございます。

本議案についてはただいまのとおりでございますが、これに合わせまして、この議案とは別に私文書による合意をしようとしておるところがございます。それについては、あらかじめお配りした平面図をご覧いただきたいと思いますが、平面図上、ア、イ、それから左側、西側になりますけれども、左斜め下側にカ、キとございます。赤い線は引いておりませんけれども、ア、イ、カ、キとございます。囲いますと、ア、イ、カ、キ、アの範囲が囲われるわけですが、この部分が現状は町道として使われております。ただ、ここの部分についての拡幅買収が成立しておりませんで、所有権移転登記まで至っておりません。ただ、これまでの中で、ここについては寄附をいただく合意をいただいておりまして、過去において、平成の初めぐらいに分筆、所有権移転登記と行うところまで進めていたようですが、それが最後までいかずに残っていたところでございます。現状では479の1の一部を町道稻荷線として使わせていただいているという現状でございます。これについてを議案としてお示しした合意に合わせまして、別建てで私文書合意が契約でございますが、それを取り交わそうと別途準備をしております。ア、イ、カ、キ、アについてを町道として寄附して譲っていただいた上、所有権移転登記をするということも別途合意を目指しているものでございます。

また併せまして、今日お配りした資料の1枚目の公図をご覧ください。

こちらが現在の公図、地籍調査を行っておりますので、不動産登記簿上の14条地図という扱いになりますが、現在の14条地図を見ていただきますと、このような形になっております。令和2年度にこの地域の国土調査、地籍調査を行っておりますが、本件のところについては筆界未定ということで、筆界が特定しておりません。結果、複数の筆が真ん中に表示されておりまして、それぞれの筆界を示す線がない状態となっております。

それを改めてお知らせする意味で、閉鎖公図というものを取ったものが、先ほど来説明している2枚目になるわけでございます。

1枚目の今日お配りした公図に戻りますが、筆界未定で空白となっている真ん中の土地の左上の隣に493の3という土地がございます。これも松原氏の所有地でございまして、令和2年度の地籍調査において、既に公衆用道路として使われている部分であるものですので、

分筆だけはした状態となっております。所有者は松原氏でございます。この部分についても、先ほど申し上げましたア、イ、カ、キ、アの範囲と同様に、この部分についても寄附で譲つていただき、町に公衆用道路として所有権移転登記をするということで、この2か所についてを本件議案とは別に、そういった約束を取り交わそうということで準備をしているものでございます。

直接的に本件議案については、ア、イのラインが地図上のところであるということを和解の内容としているものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（田中道源君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

高橋良延君。

○3番（高橋良延君） ちょっと確認で教えてください。平面図でちょっと質問しますが、平面図のアとイのところを今回決めました、和解しましたということですけれども、このイ、ウ、エ、オですか、赤いほう、ア、イ以降のラインが恐らく、それは別のところと、所有者とやっているのかどうか分かりませんが、そこをやっている中で、ア、イのところをもう決めちゃうということは、このイ以降のところに影響はされないのかどうか、そのところをちょっと確認したいです。

○議長（田中道源君） 産業建設課長。

○産業建設課長（高橋和彦君） 平面図上のイ、ウ、エ、オについてに影響というご質問でございますが、冒頭ご説明させていただいたとおり、和解を成立させるために案の段階のものを議会の議決を求めるものでございます。和解そのものは、5月26日に裁判所のほうから出頭の連絡をいただいているので、5月26日に関係者が出頭して合意を目指すという状況でございます。当然のことながら、そこで他の町以外の所有者の方々がどういう反応を示されるかということにはなろうかと思いますが、裁判所が示した合意案というのが、ただいま申し上げた案でございますので、それで参考日が決まっているということでございますんで、受け止めとしては、おおむねそれでということで理解が得られているんじゃないかなというふうに思います。それぞれの意向は、私どもはちょっと承知をしてございませんけれども、5月26日が設定されたということは、そういうことかなと思っています。

それで、最初の部分で説明が少し足らなかった部分があるかと思いますけれども、今回のもともとの事件名は、境界確定請求事件です。境界、いわゆる公図上の筆界と普通は一致す

るものでございますが、その筆界であって、所有界であって、それが一致しているという前提で境界確定請求事件として訴訟が起こったものでございますけれども、和解の内容でご覧いただきますと、すみません、別紙の和解のところ、別紙資料を見ていただきたいんですが、（4）の和解の内容の（1）の3行目のところですが、（1）の3行目、別紙図面の点ア、点イの2点を結ぶ直線の西側が相手方の所有、東側が町の所有であることを相互に確認するということで、事件名としては境界確定請求事件なんですけれども、結果的に裁判所が示した和解の内容というのが、境界ではなくて所有界、占有界と申しましょうか、それについてを和解しましょうということで裁判官が出してきた案ということでございます。筆界と所有界が別かもしれませんけれども、今回の和解は所有界、占有界と申しましょうか、そこについては地図上のとおりということについて合意を目指しましょうというものでございます。

○議長（田中道源君） 高橋良延君。

○3番（高橋良延君） 私はちょっと心配じゃないですけれども、下のはア、イのところが今回和解しましたといつても、このイからエとか、それが決まっていない以上、もしかしたらイからエの人たちはもっと東側の、何ていいますか、線をずらしたところでみたいなようなことも危惧されたもんですから。そうすると、町が今、和解したこの線のところと違ってくるおそれもあるんじゃないかなと思って、私はちょっと質問させてもらったもんですから。

○議長（田中道源君） 産業建設課長。

○産業建設課長（高橋和彦君） そのほかの方々の意向というものについてのご質問でございますが、私どももそこを心配しているところではございます。ただ、今日までの間に口頭弁論が20回近く行われております。それはウェブも含めてでございますが、それを重ねて令和4年以降来ているという状況でございますので、その口頭弁論の回数を踏まえた上で出したきた裁判官の案ということで、こちらとしても受け止めているところでございます。

○議長（田中道源君） ほかに質疑は。

藤井 要君。

○8番（藤井 要君） 今いろいろ説明聞いてかなり分かりましたけれども、ア、イから下のキ、カですか、これは今、公道ということ、町道に協議中ということなんですけれども、それでいいわけですよね。この図面上見ると、ア、イの上方にも細い、同じような拡幅というか、残っているんだけれども、これはもう町のものとかそういう交渉は済んでいるものか、そこら辺はどうなんですか、これは。このまた反対に、キ、カの下方もいろいろあるようですが、それとも、ここら辺の関係はどうなっているのかお教え願えますか。

○議長（田中道源君） 産業建設課長。

○産業建設課長（高橋和彦君） 議員おっしゃっている図面というのは平面図で、真ん中にある479の1の駐車場……

○議長（田中道源君） 藤井 要君。

○8番（藤井 要君） このア、イのところに、上方に480の4とか書いてありますよね、この平面図に、何かこう細く。これも道路、この下方の今、交渉中のやつの延長線じゃないかと私は今考えたんですけれども、今回の和解はア、イと、下のキ、カの細い線が和解ということだけれども、その上方は町の所有しているものか、それともまだこれ未確定のものなのか、そこら辺も聞きたいなと思ったんですけれども。

○議長（田中道源君） 産業建設課長。

○産業建設課長（高橋和彦君） ちょっと別の図面でご説明いたしますと、今日お配りした資料の2枚目の中心に議案となっている479の1がございまして、その右上、ここが480-4と細長い土地がございます。これについては、平成5年度だったと思思いますけれども、道路の拡幅部分として484の4は既に町のほうへと所有権移転をしております。

議員おっしゃっている議案についてで、平面図のほうにア、イの辺り、480の4側と左下側に向けて町道稲荷線という表示に並行するような、道路の線に並行するような形で点線が入っておりまして、その点線のことをおっしゃっているのか分かりませんけれども、その点線については、これは道路上の側溝ですかL型の擁壁ですか、そういう構造上の分けを点線で示しているものでございまして、こちらが平面図、別紙図面の平面図については筆界を示しているものではありません。

○議長（田中道源君） よろしいですか。

藤井 要君。

○8番（藤井 要君） 分かりました。

そして、先ほどの町道になるということを今言っているわけですけれども、これ協議中ということですけれども、いろいろの、そのままほったらかしにしてなんて、いうことがないように、早いうちに確定させて、ちゃんと登記もということをしていただけるのが、ありがたいわけですけれども、その辺の予定はありますか、いつ頃までとか。

○議長（田中道源君） 産業建設課長。

○産業建設課長（高橋和彦君） 今回議案として提出させていただいた訴訟上の和解の次の出頭日が5月26日でございます。申し上げた、それに合わせて行いたいとするア、イ、カ、キ、

アの範囲、それから既に分筆されている493の3について、この2か所については、同じ5月26日の裁判和解に合わせて私文書和解をするということで、今手続を進めているところでございます。

○議長（田中道源君） 藤井昭一君。

○1番（藤井昭一君） 私、確認したいのが、ア、イ、カ、キで囲まれたこの四角が松原さんの土地だということですが、そこはもう町道になっていると。そういったことで、この土地を譲ってくれということですか、購入するとか、どういったことですか。

○議長（田中道源君） 産業建設課長。

○産業建設課長（高橋和彦君） 平面上のア、イ、カ、キ、アの範囲、それから493の3について、いずれも寄附を前提として譲っていただくということで進めております。既に平成4年ぐらいのときに、ここの拡幅についてを登記に移そうということで、当時動いていたわけでございまして、その当時、既に寄附を前提とした支度をしていたということでございます。

○議長（田中道源君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○議長（田中道源君） 質疑がないようありますので、質疑を終結したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中道源君） 異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（田中道源君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（田中道源君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第54号 訴訟上の和解についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中道源君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決

しました。

○議長（田中道源君） 閉会前に、先ほどの議案第53号 損害賠償の額の決定及び和解することについての議案の一部に訂正があるとの申出がありましたので、総務課長にこの際、発言を許します。

総務課長。

○総務課長兼防災監（鈴木 悟君） 先ほど議案第53号におきまして、3番の事故の概要のところで、令和7年2月6日午前8時55分となっております。私の説明のほうでは午後8時55分ということで説明をさせていただきまして、こちらのところが午前ではなく午後が正しい議案となります。大変申し訳ございません。こちらのほうの修正のほうをお願いしたいと思います。

なお、議案等につきましては、また配付のほうをさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。申し訳ございません。

◎閉会の宣告

○議長（田中道源君） 以上で本臨時会に付議されました案件の審議は全部終了しました。これにて令和7年第1回松崎町議会臨時会を閉会します。
ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時27分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和　　年　　月　　日

前　　議　　長 _____

議　　長 _____

署　名　議　員 _____

署　名　議　員 _____